



島根県報

平成25年7月12日（金）

号外 第 119 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

（道路維持課） 2

道路の供用開始

（ ” ” ） 4

告 示

島根県告示第515号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成25年 7 月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長		
県 道	宇都井阿須那線	邑智郡邑南町宇都井158番1地先から同120番6地先まで	A	メートル 3.00～6.00	メートル 851.00	県央県土整備事務所 左記のA、B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 トリプルウェイ 拡幅 減幅
			B	7.00～27.00	388.00	
		邑智郡邑南町宇都井1189番地先から同120番6地先から		17.00～20.00	30.00	
		邑智郡邑南町宇都井1189番地先から同1176番1地先まで	前 A	4.00～9.00	406.50	
			B	9.00～35.00	331.00	
		邑智郡邑南町宇都井1174番2地先から同1149番1地先まで	A	4.00～23.00	131.00	
			B	10.00～15.00	45.00	
		邑智郡邑南町宇都井158番1地先から同1176番1地先まで	A	3.00～16.00	1,287.50	
			後 B	7.00～35.00	749.00	
			C	10.00～15.00	45.00	
"	久利五十猛停車場線	大田市五十猛町字牛ヶ谷2455番2地先から同番地先まで	前	9.70～34.30	135.00	県央県土整備事務所大田事業所 道路改良工事 仮設道撤去 土地所有者へ返還
			後	8.30～30.00	135.00	

"	桜江金城線	浜田市金城町追原1122番5地先から同1120番2地先まで	前	A	3.00～ 11.00	176.36	浜田県土整備 事務所	左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 道路改良工事 ダブルウェイ
			後	A	3.00～ 11.00	176.36		
				B	8.00～ 17.00	153.40		

島根県告示第516号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成25年 7 月 12 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	大東東出雲線	雲南市大東町小河内593番1地先から同125番4地先まで	メートル 320.00	平成25年 7月12日	雲南県土整備事務所	
〃	久利五十猛停車場線	大田市五十猛町字牛ヶ谷2455番2地先から同番地先まで	47.00	平成25年 7月12日	県央県土整備事務所大田事業所	
〃	桜江金城線	浜田市金城町追原1122番5地先から同1120番2地先まで	153.40	平成25年 7月12日	浜田県土整備事務所	
〃	弥栄旭インター線	浜田市金城町小国イ867番11地先から同イ864番15地先まで	382.00	平成25年 7月12日		